


要領様式第2号

出張報告届

令和 2年 11月 13日

吹田市議会議長様

会 派 名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 西岡 友和 

..... (印)

..... (印)

..... (印)


..... (印)

..... (印)

..... (印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	参議院議員会館 (東京都千代田区)		
期間	令和2年11月10日 から 11月11日まで2日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考	JISSEN～自治体対策青年ネットワーク～ 2020年度 第1回(第38回)研修会	認 印	会派代表者
			



2020 年 11 月 10 日～11 日

人口減少時代に最も必要な個別計画について

人口減少時代を迎えた自治体のまちづくりに、最も必要な個別計画とは、「立地適正化計画」である。日本の、特に地方都市におけるコンパクトシティがうまく機能していないのは、なぜだろうか。それは、適正な立地ができていないからだ。

市街地の拡大を抑制し、中心部に都市施設や住宅を誘導・集約して人口集積が高密度なまちを形成するコンパクトシティの形成が、今後、一層重要になる。このコンパクトシティを推進するために、国土交通省が改正都市再生特別措置法によって、立地適正化計画の制度を創設している。

それにもかかわらず、全国の都市では、市街化調整区域の規制緩和による無計画な開発の広がりによる市街地の「スプロール化」や、中心部が空洞化する都市の「スポンジ化」が止まらない。

人口が減少しているのに 10 年間で大阪府と同じ面積の居住地が拡大し続けるなど、立地適正化計画を策定する自治体が増加しても適切な都市政策が推進されないのはなぜなのか。

まず、居住誘導区域については、人口減少の中にあっても一定、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する。また、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設の建築等を同区域外で行う場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の建築等を行う場合は事前に届出をする義務があり、それに対して市町村長は必要な勧告を行う権限を有している。

富山市は、全国的な傾向と同様に人口減少と高齢化に歯止めがかからないが、地価が中心部の半分以下の市街化調整区域での宅地開発が若い世代の住宅として強い人気がある。先駆的な CRT 整備により、中心市街地は人口が増加して地価も上がり市の税取にも寄与しているが、中心部の小売店舗数や販売額の減少傾向は変わらず、商店街の空き店舗数は高い水準のままであり、地方都市におけるコンパクトシティの難しさがよくわかる。

富山県は世帯あたりの車の保有数が全国 2 位であるが、買い物も近隣市の大型ロードサイト店に流れている。競合関係にある近隣市が市街化調整区域の開発規制を緩和して、新たな住宅開発や大型店誘致を競い合っている中で、富山市だけが周辺部の開発を規制することはできない。

将来にわたり、人口密度や都市機能を維持・向上させるために中心部や拠点の集約化を図り、持続可能な都市経営を進める。そのためには、市民の議論と合意を経て、各自治体が市街地をこれ以上拡大させない都市計画の運用に大きく舵を切ることが必要である。

立地適正化計画については、補助金目当ての策定ではなく、人口減少局面における「賢い都市の縮小とまちづくり」について自治体をあげての議論と実践が求められている。

今回の研修を通じ、本市でも千里ニュータウンの再開発等につき、おおいに参考となった。人口減少という現象は、本市には該当しないが、人と街の高齢化が進むことは変わらない。これからの都市計画について、持続可能な街づくりの為、一層の研究を進めていきたい。

以上